平成２６年（家）第７５号
本籍大分県佐伯市大字木立93番地２、最後の住所神奈川県横浜市緑区長津田４丁目７番９号ドリーム荘５号
不在者　清杉　俊晴
昭和24年１月25日生
平成26年11月18日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所佐伯支部裁判所書記官

平成２６年（家）第１９３号
本籍沖縄県那覇市字天久801番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　與那嶺**傳**孝
昭和３年６月４日生
平成26年11月13日失踪宣告審判確定
那覇家庭裁判所裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２６年（家）第４５４０号
本籍富山県射水市八塚484番地３、住所大阪市西成区天下茶屋１―３―17大阪自彊館白雲寮
申立人（失踪者）　廣田　芳則
昭和23年２月25日生
平成26年11月18日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２６年（へ）第４号
静岡県沼津市吉田町34番40号
申立人　真野開発株式会社
代表者代表取締役　真野　昭文
申立人代理人弁護士　白井　正人
権利を争う旨の申述の終期　平成26年11月17日
平成26年11月18日　三島簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　ＡＡ000020
金額　1,000,000円
支払人　中村　俊雄
支払地　静岡県田方郡函南町
振出日　平成26年３月５日
振出地　静岡県田方郡函南町
振出人　三島信用金庫函南西支店　支店長　渡邉　浩次
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第５６号
兵庫県明石市太寺大野町2694―５
申立人　有限会社雅建工
代表者取締役　勝村　光明
権利を争う旨の申述の終期　平成26年11月17日
平成26年11月18日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＳＯ205965
金額　190,000円
支払期日　平成26年９月25日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三井住友銀行梅田支店
振出日　平成26年５月26日
振出地　大阪府大阪市
振出人　コーナン建設株式会社　代表取締役　原　**眞**一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第６１号
大阪市中央区南船場２丁目５番２号、商業登記記録上の本店大阪市鶴見区安田１丁目９番３号
申立人　株式会社エイコー
代表者代表取締役　山田五十一
権利を争う旨の申述の終期　平成26年11月17日
平成26年11月18日　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＺＫ69163
金額　278,565円
支払期日　平成26年７月20日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行鶴橋支店
振出日　平成26年４月20日
振出地　大阪市
振出人　ザ・パック株式会社　取締役社長　中尾　吉計
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第１号
東京都八王子市東町８番11号田中インフォメーションビル３階
申立人　株式会社ＴＮＫレジデンス
代表者代表取締役　田中　義久
申立人代理人弁護士　芝　憲司
権利を争う旨の申述の終期　平成26年11月14日
平成26年11月18日　八王子簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
金額　200,000,000円
支払期日　平成27年６月12日
支払地　東京都八王子市
支払場所　多摩信用金庫八王子中央支店
振出日　白地
振出地　東京都八王子市
振出人　株式会社ＴＮＫレジデンス　代表取締役　田中　義久
受取人　多摩信用金庫
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２１号
東京都目黒区八雲４丁目10番19号
申立人　株式会社ヒラネ
代表者代表取締役　平根　昭男
申立人代理人弁護士　原　希世巳
権利を争う旨の申述の終期　平成26年11月18日
平成26年11月19日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ53040
金額　1,789,592円
支払期日　平成26年９月30日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社名古屋銀行桜山支店
振出日　白地
振出地　白地
振出人　株式会社中部日榮　代表取締役　鈴木　宏
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２６年（へ）第２３号
愛知県一宮市萩原町西御堂615番地
申立人　吉民毛織株式会社
代表者代表取締役　吉田　泰朗
申立人代理人弁護士　矢田　政弘
権利を争う旨の申述の終期　平成26年11月18日
平成26年11月19日　名古屋簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ46317
金額　447,561円
支払期日　平成26年９月20日
支払地　名古屋市
支払場所　株式会社百五銀行戸田支店
振出日　平成26年６月25日
振出地　愛知県あま市
振出人　遠山**紡績**株式会社　代表取締役　遠山　剛一
受取人　申立人
最終所持人　申立人

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

平成２６年（へ）第４号
千葉県市原市八幡812番地
申立人　青木　健二
権利の届出の終期　平成26年11月14日
平成26年11月17日　千葉簡易裁判所
（別紙）　目　録
⑴土地　①市原市八幡字山岸812番２
雑種地　302平方メートル
②市原市八幡字山岸812番３
雑種地　11平方メートル
⑵登記年月日番号　千葉地方法務局市原出張所明治44年８月26日受付第3450号
⑶登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　明治44年１月１日設定
小作料　１年14円32銭
支払期　①明治44年１月より同48年12月迄の分は同44年８月26日に支払い其後は毎年12月30日
②毎年12月30日（但し明治44年１月より明治48年12月までの分は明治44年８月26日に支払い）
存続期間　20年
永小作権者　①東京市日本橋区濱町二丁目11番地
高田直三郎
②東京市日本橋区濱町弐町目11番地
高田直三郎